

2 こころ自治会役員選出基準細則

『こころ』自治会役員選出基準細則

第1条(目的)

この選出基準は、『こころ』自治会役員選出の準備段階の細則として設ける。

第2条(役員候補者の選出)

各班において、役員候補者を選出する。なお、会長、副会長、各部長、会計については、その事前に会員から公募することができるものとする。

第3条(役員候補者の職務分担)

前条により選出された役員候補者のなかで、次の担当職務を互選により決定する。また、班長は各部の部員を兼任する。

- 1 会長 2 副会長 3 街区長 4 会計 5 文化部 6 体育部 7 環境部 8 防災部
- 9 総務部 10 社会福祉部 11 防犯部 12 広報部 13 班長

第4条(年度途中における班構成と役員候補者選出基準)

入居者の増加に伴い、新たな班を構成する場合には次による。

- 1 同じブロック内に5所帯以上の居住者がいれば、新規に班を構成することができる。
- 2 新たな班構成に伴い次の基準により、新規に班長を選出することができる。
また、この新班長の担当職務については、役員会で協議の上決定するものとする。

1ブロック	5 所帯以上 10 所帯未満	班長1名
	10 所帯以上	役員・班長2名

- 3 民生委員、児童委員については、役員候補者から免除されることができる。
- 4 会長の職務に従事したことがある会員の属する世帯は、役員候補者(班長職を除く)の対象から免除されることができる。
- 5 何らかの理由により、年間を通して自治会の業務を行うことが難しいと役員候補者から申し出があった場合、該当班長、街区長及び会長、副会長、総務部で検討し、役員会にて決定する。

第5条(改廃)

この細則の改廃は、役員会の審議を経て、決定事項を総会で報告する。

附 則

この細則は、令和 2年 11 月1日から施行する。

この細則は、令和 4年 4月1日から一部改正施行する。